

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊藤 正

**佐賀県人事委員会規則第15号**

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
<b>別表第1 適用区分表（第2条関係）</b>			<b>別表第1 適用区分表（第2条関係）</b>		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
略			略		
家畜保健衛生所	略		家畜保健衛生所	略	
県立の高等学校	略		建築住宅課及び土木事務所	<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどることを常例とする建築主事</u>	<u>1</u>
略			県立の高等学校	略	
略			略		
<b>別表第2 調整基本額表（第2条関係）</b>			<b>別表第2 調整基本額表（第2条関係）</b>		
ア 行政職給料表			ア 行政職給料表		
職務の級	調整基本額		職務の級	調整基本額	
略			略		
4級	10,200円		4級	10,200円 <u>（県職員給与条例別表第1の備考の2に定める職員にあつては、10,400円）</u>	
5級	10,600円		5級	10,600円 <u>（県職員給与条例別表第1の備考の</u>	

改正前		改正後	
			2に定める職員にあっては、10,800円)
略		略	
イ～エ 略		イ～エ 略	
オ 高等学校等教育職給料表		オ 高等学校等教育職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
3級	11,900円（学校職員給与条例別表第1の備考の(2)に定める職員にあっては、12,200円）	3級	11,900円（学校職員給与条例別表第1の備考の2に定める職員にあっては、12,200円）
略		略	
カ 中学校・小学校教育職給料表		カ 中学校・小学校教育職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
3級	11,500円（学校職員給与条例別表第2の備考の(2)に定める職員にあっては、11,800円）	3級	11,500円（学校職員給与条例別表第2の備考の2に定める職員にあっては、11,800円）
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(調整額の特例)

- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の給料の調整額に関する規則別表第2のアの表の4級及び5級の項の規定の適用については、これらの規定中「10,400円」とあるのは「10,300円」と、「10,800円」とあるのは「10,700円」とする。